

令和6年度

中小・ベンチャー企業チャレンジ応援事業助成金

事業説明資料



令和6年8月19日

中小・ベンチャー企業チャレンジ応援事業助成金 事務局

公益財団法人ひろしま産業振興機構 ものづくり革新統括センター 開発支援担当

内 容

1. 制度の説明

2. 提案書の書き方

3. 助成事業者の声

4. 質疑応答

1. 制度の説明

1) 本助成事業の紹介



2) 制度内容の説明



1)-01 チャレンジ助成金とは？

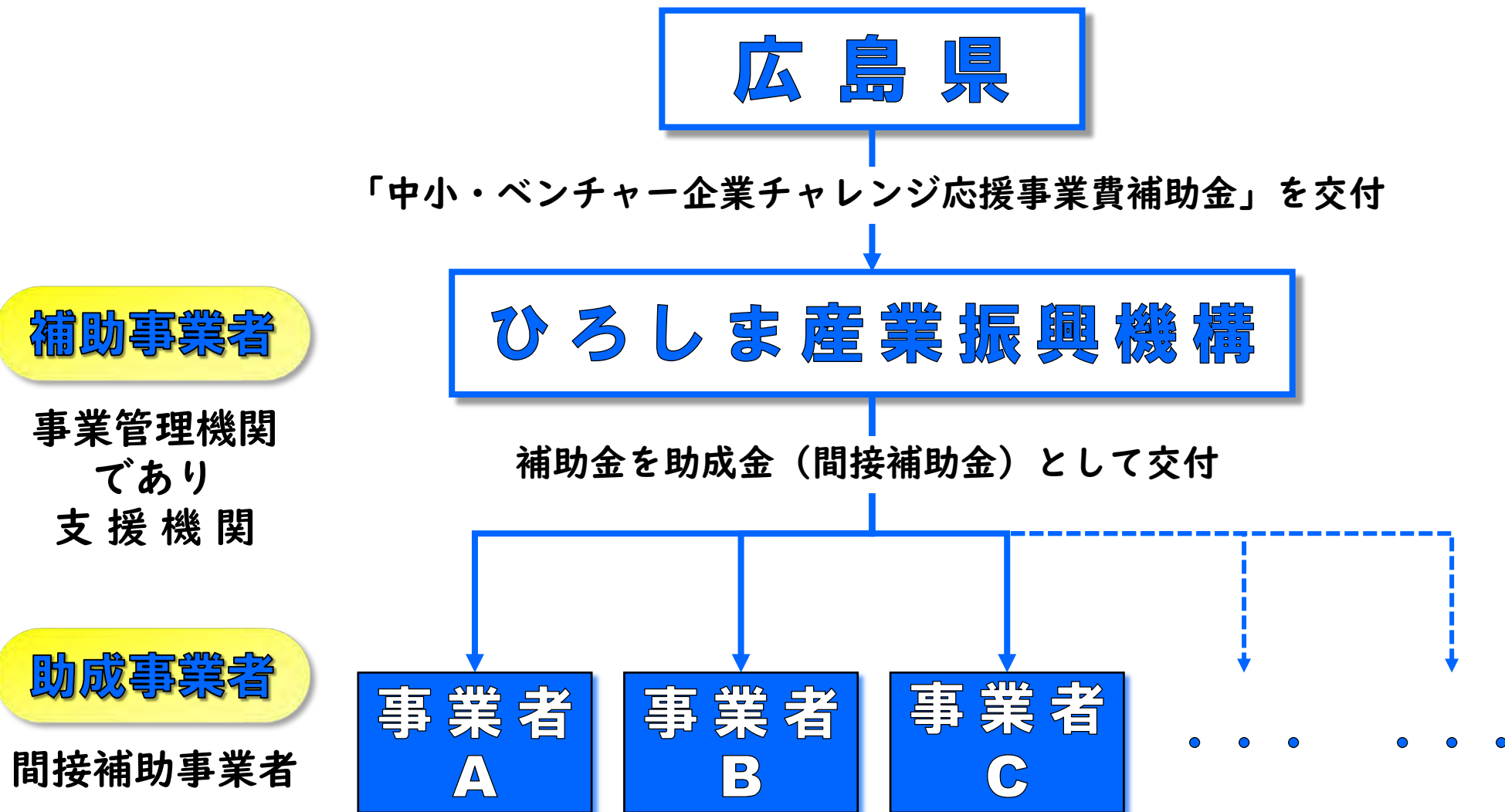
- ◆ 中小・ベンチャー企業チャレンジ応援事業助成金とは、広島県内の中小・ベンチャー企業の方が取組もうとする新たな事業展開や新たなビジネスモデルの構築などの自社の成長に向けた**チャレンジ性に富む取組み**を、資金面や専門的アドバイスなどで支援する制度です。
- ◆ 本助成金は、『**イノベーション立県を実現する！**』という我が県の方針を展開した取組みのひとつであり、県内企業の成長の加速や活性化を図り、地域産業の振興に寄与することを目的に創出された事業です。

1)-02 チャレンジ性に富む取組みとは？

- ◆ **お金さえかければ実現できる取組みではありません。**
- ◆ 実現できた場合には、新たな価値を生み出すことができ、自社にも社会的にも大きな効果が期待される取組みですが、**その実現には明確になった課題の解決が必要**であり、この課題の解決には、相応な人・モノ・金・情報を駆使し、自らの主導で対峙することが必要です。
- ◆ ただし企業の成長を加速するという趣旨から、その実現に相当な長い年月を要す計画は対象としていないため、成果の事業化は、積極的な他者との連携などで加速し、**助成事業終了後三年以内での実現**を目指してください。

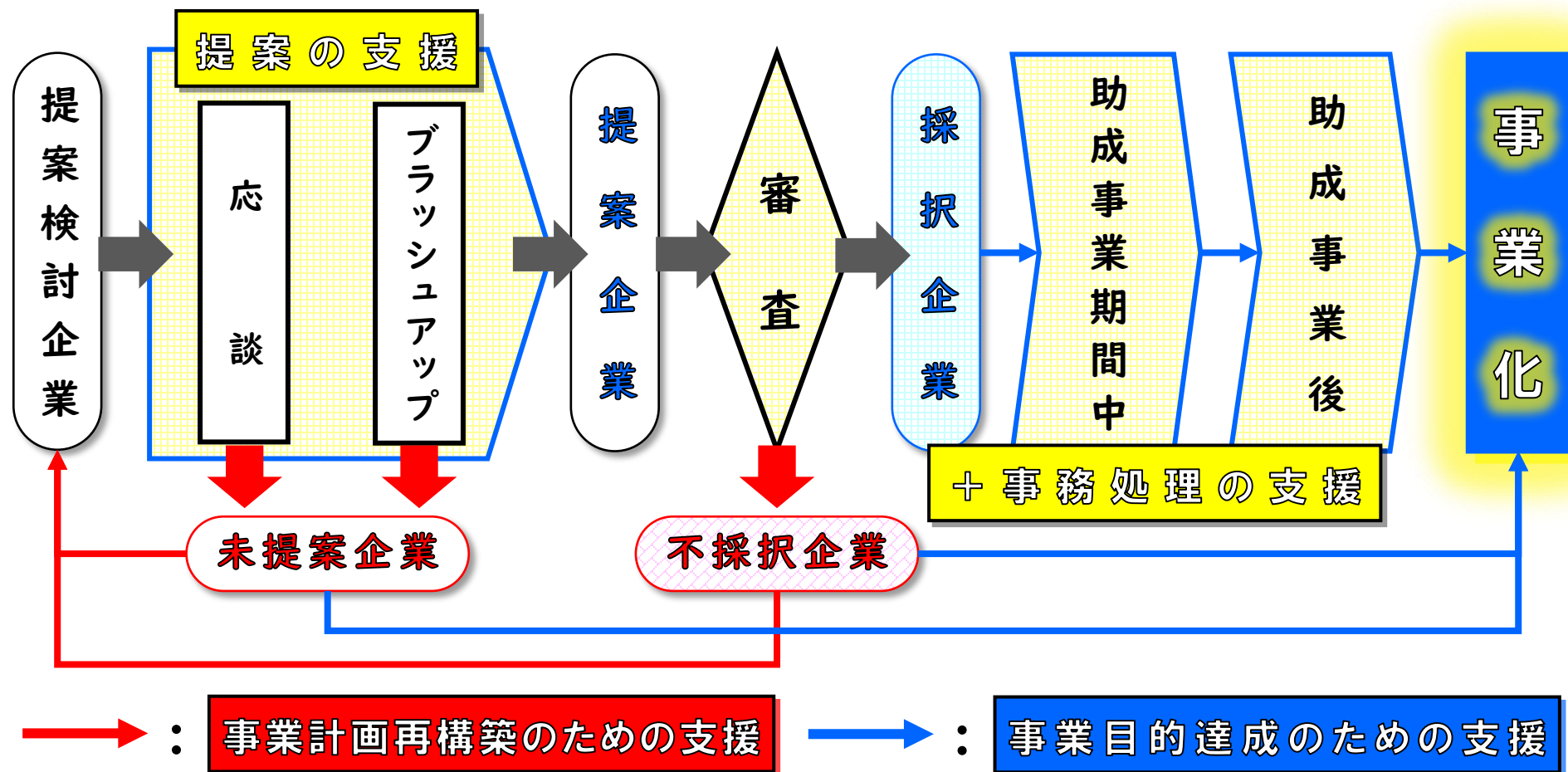
1)-03 本助成金の交付の流れ

◆ 本助成金は広島県の補助金に基づく間接補助金です。



1)-04 本助成金での支援の特徴

- ◆ 事業計画の相談という入口から事業化という出口までを一気通貫にした**伴走型支援**を目指していることです。



1)-05 伴走型支援とは？

◆ 事業者と一対一で向き合い、事業者と共に考えて、事業者にとって相応しい支援をさせていただくことです。

Aさんは本当に順調なのだろうか？
どうして目標とのGAPが生じてるんだらうか？
どうすればGAPが解消できるだらうか？
何か役に立つことができないだらうか？
県の他の制度を活用するのはどうだらうか？
産振構の他部署への協力はどうだらうか？
B先生に相談するのはどうだらうか？
Cさんと協業するのはどうだらうか？
.....
そこまでできたのだったら、その次に、
その発展で〇〇もできないだらうか？
応用で△△もできないだらうか？
..... そうなれば、
更に事業拡大できるのではないだらうか？



1)-06 伴走型支援で心掛けていること

- ◆ 頼まれ事をそのまま受けてこなすだけの支援は **NG**
共に課題を認識・現状分析し、策を見出す支援が**Must**

■ 産学マッチングが伴走型支援である場合？



A事業者

まだメッキの膜厚がバラついて困るとるんよ

ほいじゃが、メッキ浴組成とか電解条件とか電解メッキの方は手が尽きとるですよね。

ほうよ。ハア前処理をつつくしかないかのお電解脱脂を試してみたいけえ、B先生に相談する段取りしてもらえんじやろうか？

電解脱脂はエエかも知れんですね。
ほいじゃあ、段取りしてみます。
ほいじゃが、前をつついたら、電解条件を詰め直さにやいけんようになるんじゃない？
提案なんじゃが、
後処理で折り合い付けるのも手かも知れんので、レーザークリーニングに詳しいC大学のC教授にも相談したらどう？

ほうよね。やっぱり、後処理の方じゃ。C先生に言うてみてもらえるかね？

ほいじゃあ、C先生に段取りしときますんで、日時が決まったら連絡しますね。



事務局

Aさんが先生に相談させていただきたいことでのお願いです。

相談内容は添付資料のとおりですが、おしなべますと、メッキ厚の均一化のためにレーザークリーニングの適用を検討したいということですが、お受けいただけますか？

分かりました。○日の○時にしましょう。レーザーをメッキの後処理に適用したことはありませんし、誰もやられてないかも・・・ちょうど産業的な適用性拡大を課題にしていたので、とても関心がある話です。当日までに、何か作戦を考えときますんで、A事業者さんによろしくお伝えください。



C大学C教授

事務局がA事業者のニーズとC教授のシーズ・ニーズを把握してのマッチングであるため、円滑な課題の共有化を図ることができ、**良い方向性を見出す可能性は高い！**

- ◆ 本助成事業は、県内の中小・ベンチャー企業様の
チャレンジ性に富む新たな取組みを支援する制度です。
- ◆ チャレンジ性に富む取組みには、
実現に向けた課題の明確化と実現する意欲が必要です。
- ◆ 広島県と産振構は、皆様のチャレンジ性に富む取組みを、
伴走型支援で、積極的に支援させていただく構えです。
- ◆ 皆様のチャレンジ性に富む取組みの実現を加速するため、
伴走型支援である本助成事業の活用をご検討ください。

2)-00 本助成金の制度概要

 p.26

応募対象者

広島県内に本社又は主たる事業所を有する中小企業者

 p.11

対象事業

- (1) 新製品・新技術の研究開発
- (2) 新たなソフトウェアの研究開発
- (3) 新たなサービス創出のための研究開発
- (4) 異業種展開に向けた固有技術応用の研究開発

 p.16

審査方法

書類審査と審査委員会での審査で採択者を決定します。

 p.22

助成限度額

500万円

 p.24

助成率

2 / 3 以内

助成対象経費

物品費（機械装置備品費、保守改造修理費、外注加工費、消耗品費）、
専門家指導費（謝金、報酬費）、旅費（従業員旅費、専門家旅費）、
委託外注費（委託費、外注費）、諸経費（賃貸借費、知財関連費、調査費、
クラウド利用費、その他経費）、直接人件費

2)-10 応募資格について

- ◆ 広島県内に本社又は主たる事務所を有する事業者で、中小企業基本法に定める業種ごとでの資本金／従業員のいずれか一方の基準を満たす事業者が有資格者です。

※ 詳しくは中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）の第二条一項をご確認ください。

業 種	資本金／出資総額	従業員数
製造業、建設業、運輸業及びその他（以下を除く）	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ・チューブ製造業・工業用ベルト製造業を除く。）	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業（以下を除く）	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業・情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
小売業	5千万円以下	50人以下

2)-11 応募資格に関する注意事項 (1)

みなし大企業は応募できません

- ◆ 中小事業者の条件を満たす事業者であっても、次のいずれかに該当する事業者は、本助成金に応募できません。
 - 発行済み株式又は出資の1/2以上を同一の大企業に所有されている中小企業者
 - 発行済み株式又は出資の2/3以上を複数の大企業に所有されている中小企業者
 - 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の1/2以上を占める中小企業者

個人事業主は応募できません

- ◆ 法人番号を有し、法人県民税の納税証明書を提出することが要件となるため、個人事業主の方は本助成金に応募できません。
 - 株式会社や有限会社、合同会社、大学発ベンチャーなどはOK 個人事業主はNG
 - 提案日以前に、会社設立の登記を完了できていることが要件

2)-12 応募資格に関する注意事項 (2)

共同事業体での応募はできません

- ◆ 共同事業体（コンソーシアム）では本助成金に応募できません。
 - 助成金の直接受給者は、交付決定を受けた中小・ベンチャー事業者一社のみ。
 - 連携者の対価支払に、委託費や専門家指導費などを充当することは可能です。

- ◆ 事業推進を加速するための大学や企業との連携は推奨しますが、この連携は業務の一部を第三者に委託する形でおこない、課題解決の概ねを委ねる計画にはならないようご注意ください。
 - チャレンジの実施主体は、あくまでも事業化の実現を目指す事業者。
 - 大学や公設試などと連携する場合、なるべく委託契約を締結してください。
 - ※ 事業化に際しては、知的財産権が交付決定者に帰属することが好ましいため。
 - 他の企業と連携する場合も、委託契約などの締結をおすすめします。
 - 専門家指導を助成対象経費とする場合、委嘱／コンサル契約を締結してください。

2)-13 応募資格に関する注意事項 (3)

パートナーシップ構築宣言が必要です

- ◆ 応募締切日時点で、「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト (<https://www.biz-partnership.jp>) において、宣言の公表を確認できる必要があります。
- パートナーシップ構築宣言とは、企業が望ましい取引慣行を遵守することを、書面で宣言するものです。
- 「宣言」の内容には、親事業者の協力のもと、下請中小企業の体質強化等を目的とした、下請企業振興法の遵守が盛り込まれる等、宣言登録することで、信頼できる取引先の証になり、自社の企業価値向上につながります。
- 宣言を前提としたこの助成金の他に、宣言した企業には、国や県などの各種補助金申請時に加点される等、様々な優遇措置を受けることができます。
- このパートナーシップ構築宣言を、**本助成金応募締切日までに同ポータルサイト上で登録いただき、それを当事務局が確認できる状況にしておく必要があります。**

他の補助金等との併願はできません

- ◆ 同時に同一目的で複数の公的支援を受けることはできません。
 - 相当程度重なる場合も含め、同一内容の事業計画で、すでに他の補助金等の制度を（現在進行形で）活用されている場合、本助成金に応募できません。
 - また、この助成金の応募期間中並びに助成事業期間中に、他の補助金等への重複申請及び類似申請はできません。交付決定後に他の補助金等への重複交付などの虚偽が判明した場合、直ちに交付の決定を取消すとともに、当財団からの新たな補助金等の交付を一定期間停止することや、社名及び不正の内容を公表することなどの措置を執ることがあります。
 - 他方、一度不採択になった事業計画をリバイスした上での提案の再チャレンジや、過去に交付を受けた事業者の異なる事業計画での二度目のチャレンジはOKです。

2)-20 対象事業分野

- ◆ 対象分野は、以下の(1)から(4)のとおり。
研究開発を伴う、提案が必要です。

(1) 新製品・新技術の研究開発

(2) 新たなソフトウェアの研究開発

(3) 新たなサービス創出のための研究開発

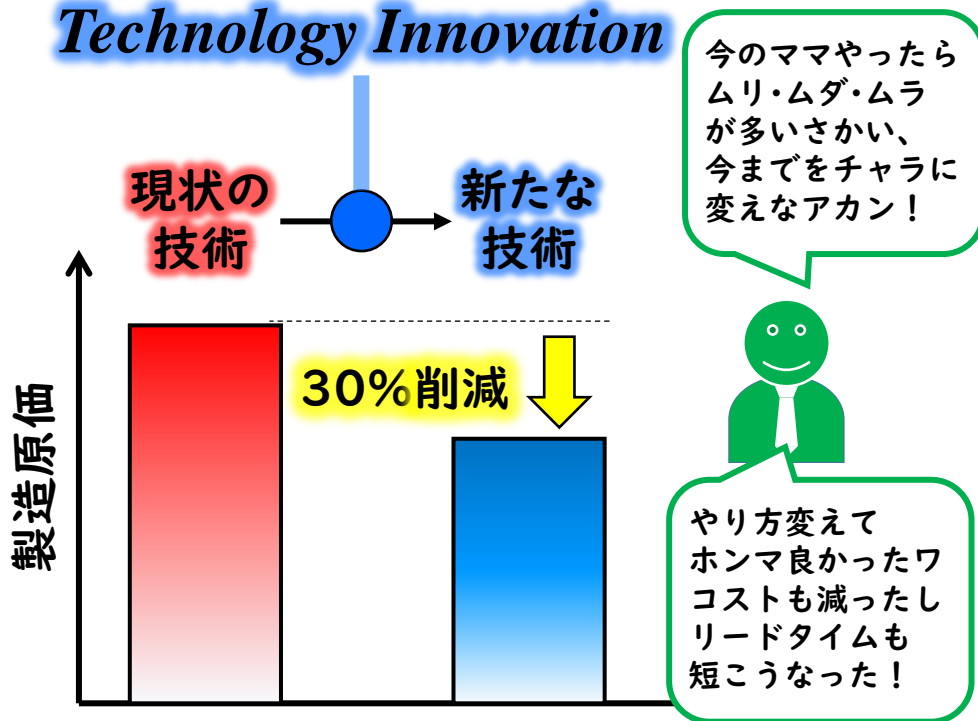
(4) 異業種展開に向けた固有技術応用の研究開発

2)-21 対象事業(1) とは？

(1) 新製品・新技術の研究開発

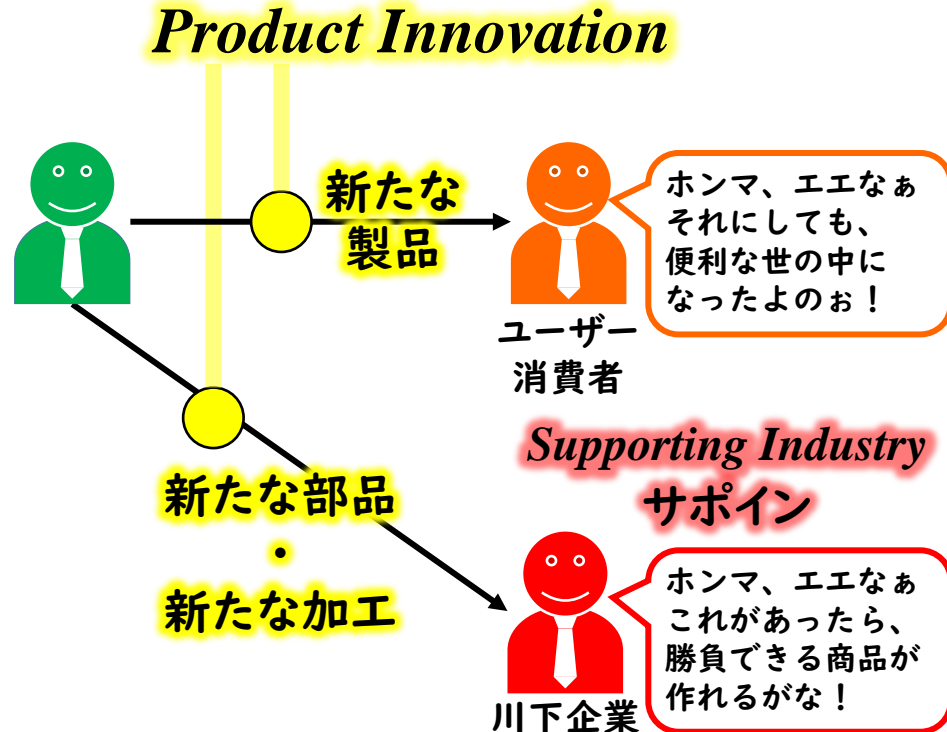
◆ 革新的な製品・部品の開発や新技術の開発を目指す計画のことです。

Technology Innovation



目指す効果は？ *Self Satisfaction*

Product Innovation



目指す効果は？ *Consumer Satisfaction*

2)-22 対象事業(2) とは？

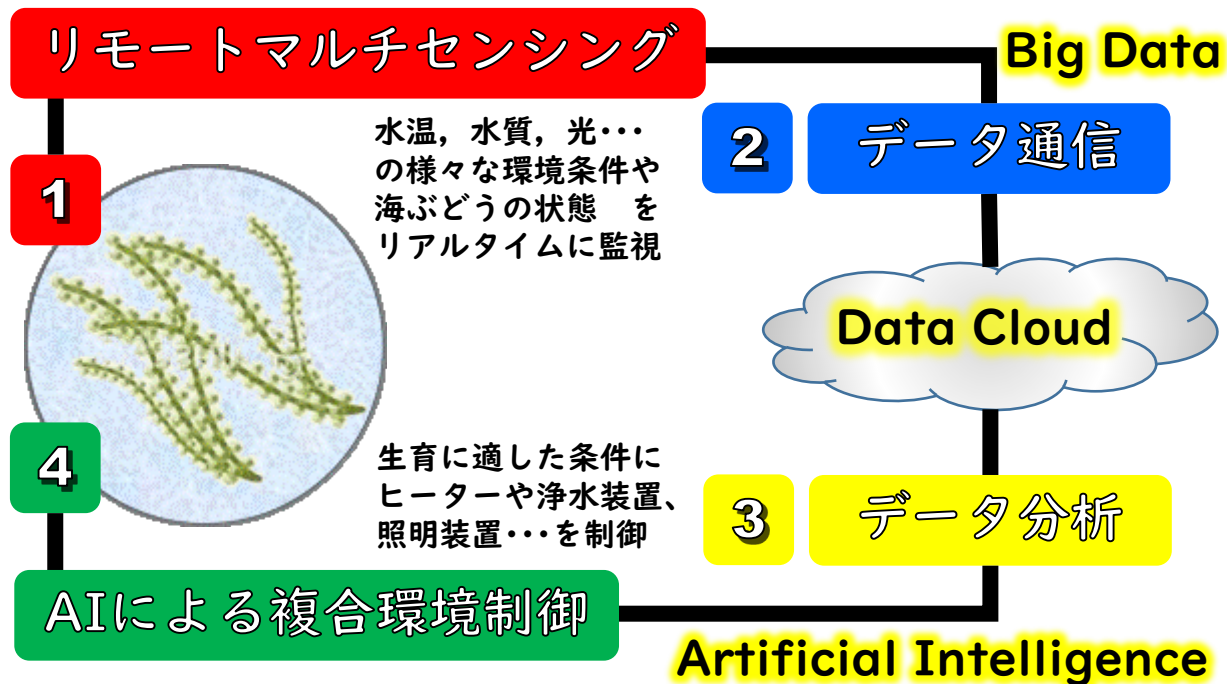
(2) 新たなソフトウェアの研究開発

- ◆ AIやIoT、ビッグデータなどをキー技術にして、新たなソフトウェアやシステムの開発を目指す計画のことです。

例) 瀬戸内での海ぶどう養殖の飛躍的な省力化と高利益化を実現するためのリモートセンシングとAI制御を基軸とする複合環境制御システムの開発

なんか聞いた話なんじゃが、海ぶどうはキロ7千円にもなるらしいで。できたらエエ商売になると思う！瀬戸内の方でもやりおる人もおるけど、もともと沖縄とか温いとこの海藻じゃけえ、水を温める燃料代とかものスゴうかかるし、ちいと弱いところがある海藻じゃけえ、水温、水質とか、光のあて方・種類とか、ものスゴう気をつけにゃあイケんらしい。イタシいけど、やってみたいのお……

ほうじゃ！
AI・IoTで、
無人化・省力化じゃ！

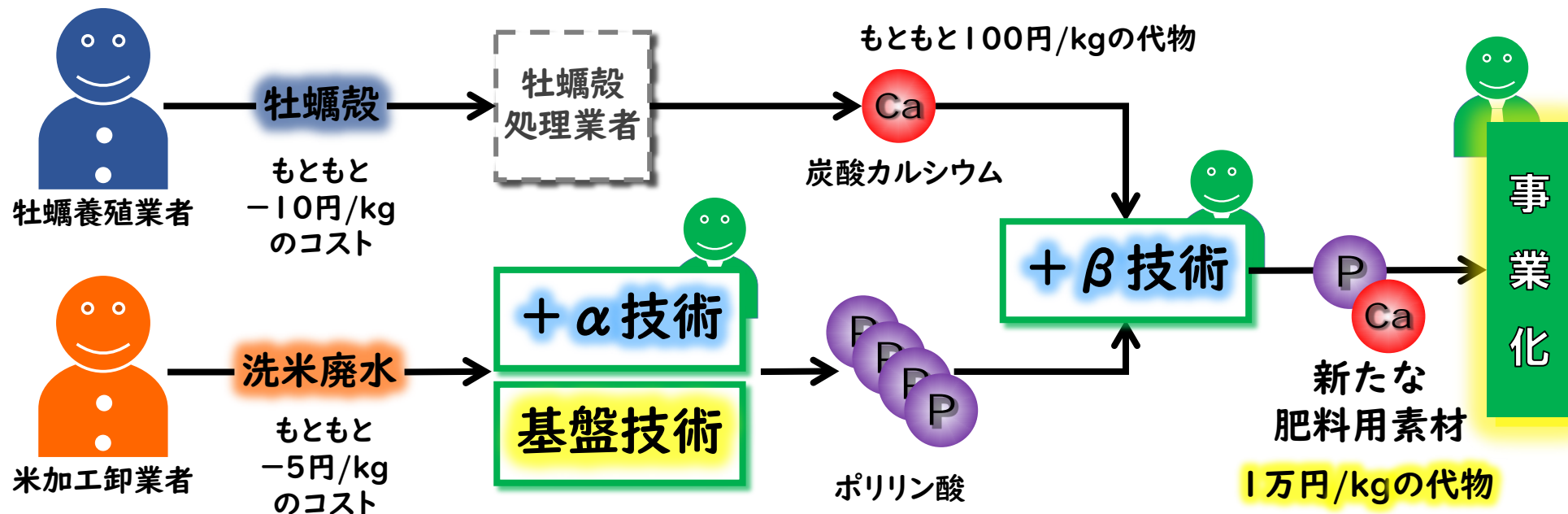


2)-23 対象事業(3) とは？

(3) 新たなサービス創出のための研究開発

- ◆ 地域の特性や自社(他社)の基盤技術などを活かし、特色のあるサービスの開発を目指す計画のことです。

例) 微生物によるリン酸ポリマー蓄積技術を基盤とし、牡蠣殻と米糠とを有効活用するためのハイドロキシアパタイト肥料の製造技術の開発



2)-23 対象事業(4) とは？

(4) 異業種展開に向けた固有技術応用の研究開発

- ◆ 既存の商品やサービスに手を加え、付加価値を付与することで、新たな顧客に対して売り出していく計画のことです。

例) あらゆる素材に印刷できる技術を活用し、ネイルシール等の新製品を開発

和歌山県の企業は、水と空気以外のあらゆる素材に印刷できるスクリーン印刷技術を活用し、自転車やディスプレイ等に使われる転写ステッカーや携帯電話のカバーフィルム等を販売してきた。この技術を活用して、若い女性をターゲットにした転写ステッカー（ネイルシール、タトゥーシールなど）を開発。安定的な収益が見込めるヒット商品となり、売上を伸ばすことに成功した。

既存商品

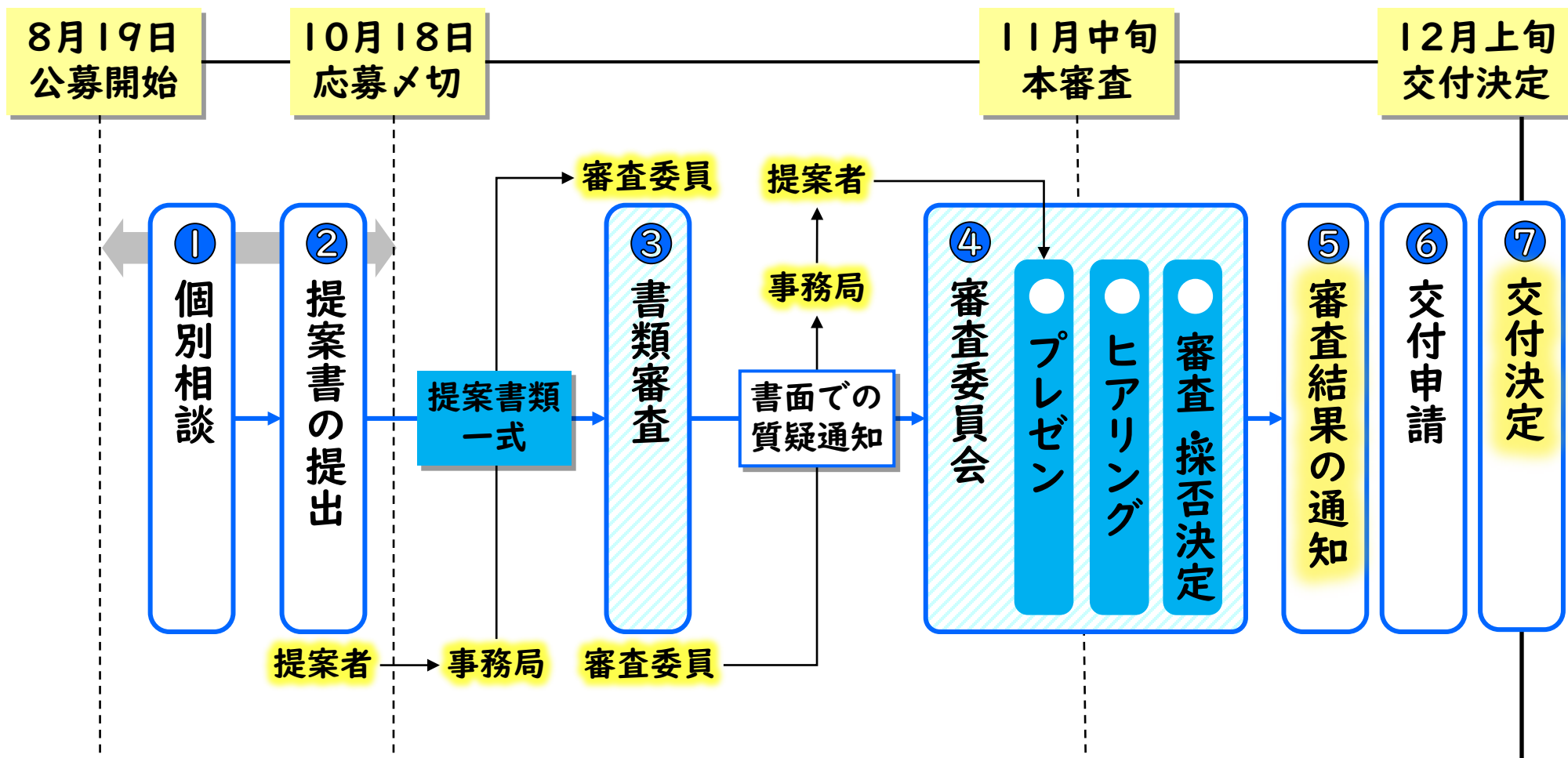


新商品



2)-31 審査スケジュール

- ◆ 8月19日に公募を開始して、10月18日に応募を締切り、11月中旬に本審査、12月上旬に交付決定する予定です。



2) - 32 審査項目と審査基準

1 実現性

- 開発計画の妥当性 …… 定量的な目標、目標達成の課題、課題解決の具体的方策が設定されており、目標を達成するための工程設計、人員配置、連携体制が妥当であること。
- 事業計画の妥当性 …… 事業計画の中で助成事業での実施計画が必要不可欠なものとして位置付けられ、事業化のために最低限必要となる人材や資金、技術が備わっていること。

2 発展性・市場性

- 市場獲得の可能性 …… 創造するモノに市場価値が、その販売計画に説得力も認められること。
- 事業成果の発展性 …… 計画の遂行で得られた成果の適用で新たな事業への展開も期待できること。

3 新規性・独創性

- チャレンジ性 …… 定型業務の延長的な取り組みではなく、新たに挑戦する取り組みであること。
- 技術競争力 …… 開発する技術に新規性や進歩性、産業上の利用可能性が期待できること。

4 地域貢献度

- 産業力強化の可能性 …… 事業成果の普及により、広島県の産業技術力の強化や県内産業の活性化、県内雇用の拡大などへの寄与が期待できること。

バランスの良い企画で高評価を！

◆ 大きな効果が望め、チャレンジ性に富む提案を期待しています。

■ 提案の優劣は、4項目の評価で決めますが、その重み付けは、

②発展性・市場性 = ③新規性・独創性 > ①実現性 > ④地域貢献度

■ 課題解決が容易（③が**低評価**）なため、早期事業化を期待できる（①が**高評価**）が、
売上目標が著しく少ない（②が**低評価**）計画 >>> おそらく**低評価**

■ 実現性が高く（①が**高評価**）、地域活性化が期待できる（④が**高評価**）取組みだが、
その手法が他の模倣とみなされる（③が**低評価**）計画 >>> おそらく**低評価**

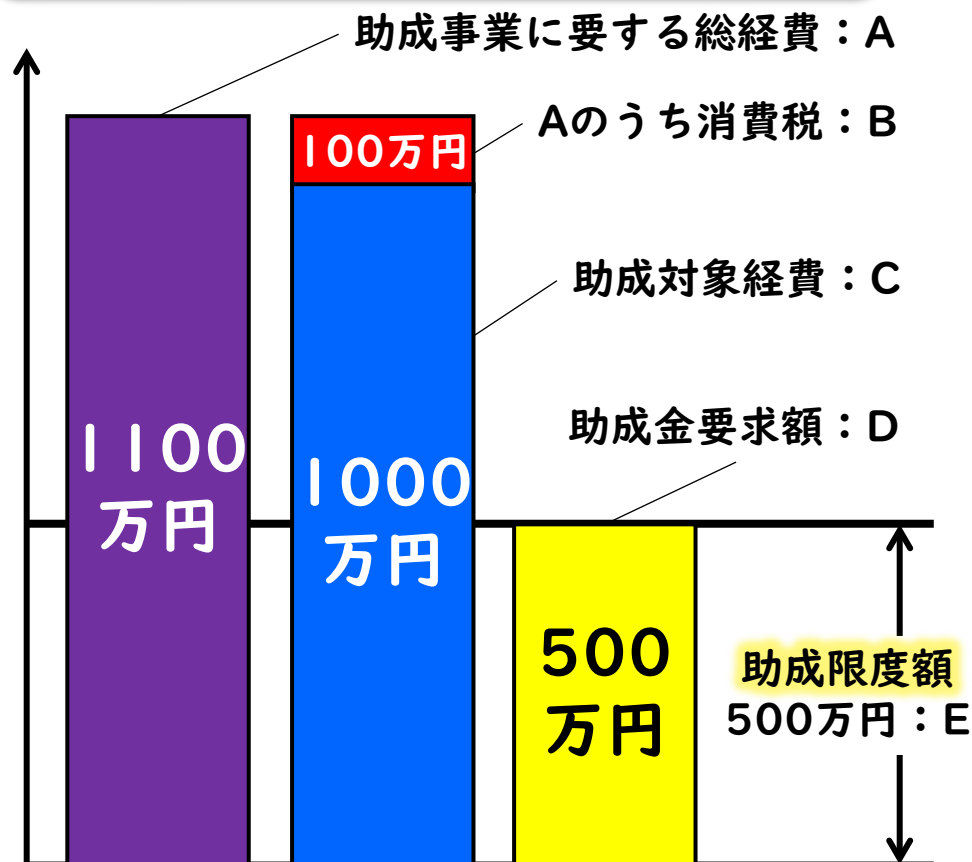
■ ③>①ですが・・・実用化が見通せない超高度な技術開発 >>> おそらく**低評価**

■ ②・③は重要ですが・・・相応な需要が見込めるモノ（②のうち市場性が**高評価**）を
尖がった技術により開発する計画（③が**高評価**）だが、その技術の適用範囲の拡張性
が期待できない（②のうち発展性が**低評価**） > **マイナス評価**となり得ることに注意

2)-41 助成限度額と助成率

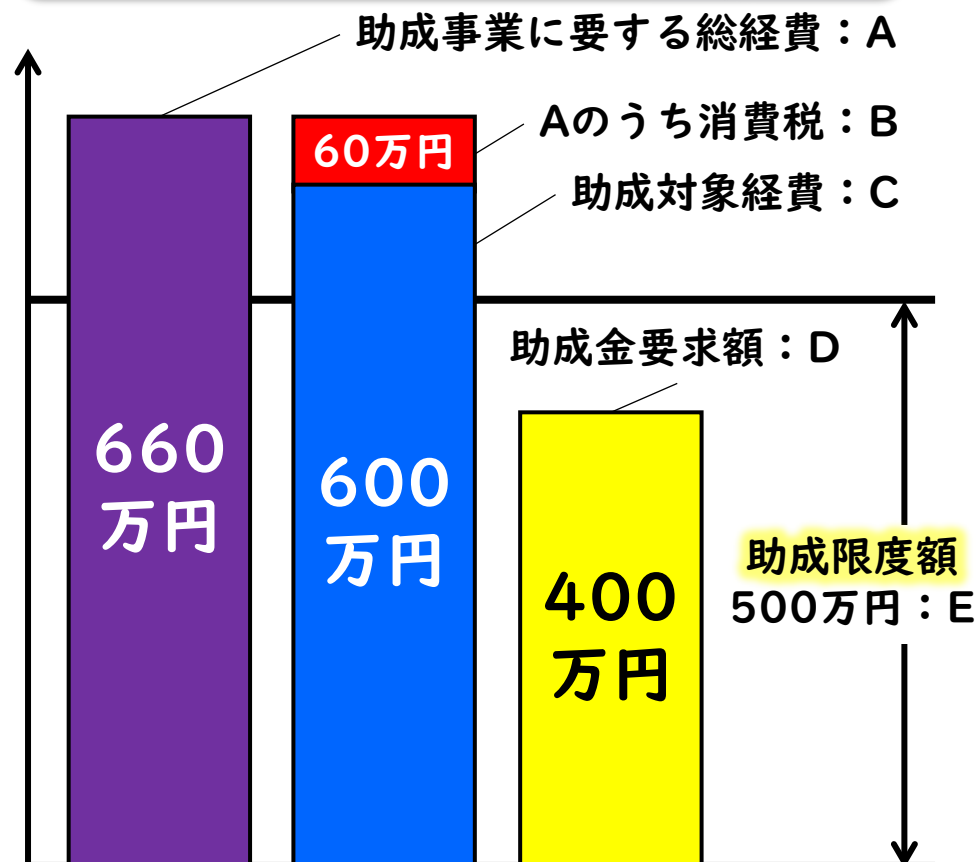
「●万円を上限に、●/●以内での助成」ってどういう意味？

助成対象経費×2/3 > 助成限度額 の場合



- $C \times 2/3 = 666$ 万円だが、 $E = 500$ 万円が上限。
- $D = E$ となるため、助成率は $D \div C = 1/2$ となる。

助成対象経費×2/3 < 助成限度額 の場合



- $C \times 2/3 = 400$ 万円で、 $E = 500$ 万円以内であるが、助成率は $2/3$ 以内であるため、Dは400万円となる。

2)-42 助成対象経費とは？

- ◆ 助成対象経費とは、本助成事業の遂行に限定した支出の必要性が認められ、その支出の妥当性が証拠書類により証明できる経費です。
- ◆ 助成対象経費とするには、その取引の発注（契約）から、納品・検収、支払までを、助成事業期間内におこなうことが原則です。 ➤ 交付決定を見越した先行取引は NG
- ◆ 製造を目的（研究開発等と併用する場合を含む）とした機械装置備品や資材、原料などを調達するための経費や、営利に直結する／使用する設備機器を調達する経費、他の研究開発に係る経費は助成対象外です。

2)-43 経費区分・費目

経費区分	費目	内容
(1)物品費	①機械装置備品費	助成事業に必要な機械装置や備品、付随する備品や部品の購入に要す経費。
	②保守改造修理費	助成事業に専ら使用する機械装置備品などの点検保守や改造、修繕に要す経費。
	③外注加工費	助成事業に必要な機械装置備品の外注加工や、ソフトウェアの外注制に要す経費。
	④消耗品費	消耗品や、原材料、消耗部品、10万円未満の備品の購入に要す経費。
(2)専門家指導費	①謝金	助成事業に必要な専門家指導の対価を、自己設定した金額で支払うときの経費。
	②報酬費	専門家指導の対価を、専門家が設定／両者で合意した金額で支払うときの経費。
(3)旅費	①従業員旅費	助成事業の遂行に必要となる従業員の旅費、滞在費及び交通費。
	②専門家旅費	助成事業での専門家指導の遂行に必要となる専門家の旅費、滞在費及び交通費。
(4)委託外注費	①委託費	助成事業に必要な開発など業務の一部を第三者に委託する場合に発生する経費。
	②外注費	原材料等の加工、分析・試験及び調査・検査等を外注する場合の支払に要す経費。
(5)諸経費	①賃貸借費	助成事業に必要な装置などをレンタルやリースなどをする場合に発生する経費。
	②知財関連費	助成事業に係る知的財産を特許出願する場合などに発生する経費。
	③調査費	助成事業に係るマーケティング調査をするための経費。
	④クラウド利用費	助成事業に必要なサービスをネットワーク経由で利用するために要す経費。
	⑤その他経費	明確な定義付けができないが、その必要性を特別に認める経費。
(6)直接人件費	①直接人件費	助成事業者との雇用関係にある従業員が、直接業務に従事した場合に要す人件費。

◆ 新たに取り組む事業での課題解決の補助を目的としており、**事業拡大や設備導入などの補助を目的としていないため、提案段階では、朱記の経費が対象外であることに注意。**

- 取引の事実と金額の妥当性が証拠書類で確認できない経費
- 助成金の交付決定日よりも前の発注や購入で発生した経費
- 助成事業の終了日よりも後での検収、支払となる経費
- 事前承認を得ず20%を上回る経費区分間流用した経費
- **製品・サービス等の有償提供を目的とした生産に係る経費**
- **製造／営業に供するための機械設備機器などの導入に係る経費**
- **通常の営利活動に値する行為に要す経費**
- **汎用性が高く目的外使用になり得る物品（PCなど）の購入費**
- 中古品を購入する費用 ※金額の妥当性確認が困難
- 物品を共同購入する費用 ※所有権が曖昧
- 一切の公租公課（消費税や源泉徴収税、収入印紙など）
- 各種保険料
- 借入金などの支払利息や遅延損害金など
- 家賃や保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費など
- 電話代やインターネット利用料金などの通信費
- 商品券などの金券
- 文房具などの事務用消耗品代
- 雑誌購読料、新聞代、団体等の会費
- 飲食や奢侈、娯楽などの接待に要す経費
- 不動産の購入費
- 税務申告や決算書作成に税理士や公認会計士に支払う費用
- 知的財産権の係争解決のために弁理士や弁護士に支払う費用
- 振込等手数料（代引手数料を含む）
- 助成事業の実績報告書などの書類作成や送付に係る経費
- 助成事業の検査などに対応するための経費
- その他公的資金の用途として社会通念上、不適切と認める経費

2)-45 詳しい内容は？

- ◆ 複雑な内容を駆け足に説明させていただきましたので、十分な理解には至らなかったものと思います。
- ◆ 公募案内のHPに本助成事業の規程等を公開しますので、詳しくは、次の文書をご確認ください。
 - 本助成事業の全般的なルールは「**交付要領**」をご確認ください。
 - 公募に関する全般的なことは「**公募要領**」をご確認ください。
 - 経費に関する詳しいことは「**事務処理の手引き**」をご確認ください。
 - 人件費のことを詳しく知りたい場合は、「**人件費の計算に係る実施細則**」をご確認ください。
 - **ご不明な点があれば、ご遠慮なくお問合わせください。**

- ◆ 提案する際には、応募資格を十分にご確認ください。
- ◆ 非常に幅広い事業計画を、提案の対象としているため、**チャレンジ性に富む新たな取組み**であれば提案できます。
- ◆ 高い評価が期待できる提案とは、**チャレンジ性に富み、大きな事業効果が望める計画**です。
- ◆ 本助成事業での助成対象経費とは、チャレンジするために適正・適切に執行される経費であり、**製造／営業用設備の導入費など営利活動に直結する経費は助成対象外**です。

2. 提案書の書き方

3) 提案・相談の方法



4) 書類作成の説明



3)-01 お問い合わせの窓口

◆ ご不明な点は、事務局に何でもご相談ください。

中小・ベンチャー企業チャレンジ応援事業助成金事務局

公益財団法人ひろしま産業振興機構

ものづくり革新統括センター 開発支援担当 (担当:池田・住川)

〒730-0052 広島市中区千田町3-7-47 広島県情報プラザ3F

TEL : 082-240-7712

FAX : 082-242-7709

E-mail : h_challenge@hiwave.or.jp

※ 祝日を除く月～金曜日の9:00～12:00と13:00～17:00に受付

※ 電話の場合、「チャレンジのことなんですが・・・」とお申し付けください。

提出期間

令和6年8月19日(月)～10月18日(金) 15:00必着

※ 提出書類の確認・補完には相応の時間を要するため、**必ず**10月4日(金)までに事務局へ応募に関する初発の相談(応募の意思表示)をおこなってください。

提出書類

- | | |
|-----------------|-----------------|
| (1) 提案書 | 様式1 |
| (2) 事業計画書 | 別紙1 |
| (3) 事業内容等説明書 | 別紙1-1 |
| (4) 経費明細内訳書 | 別紙1-2 |
| (5) 提出書類チェックシート | 別紙2 |
| (6) 直近二期分の決算書 | |
| (7) 事業税納税証明書 | ※法人県民税を滞納なく納めた証 |

※ 様式・別紙は公募案内HPに掲載するひな形をダウンロードしご作成ください。

提出方法

電子データを事務局へメール送信。

4)-00 提出が必要となる書類



p.55

(1) 提案書

様式1



p.34

(2) 事業計画書

別紙1



p.35

(3) 事業内容等説明書

別紙1-1



p.39

(4) 経費明細内訳書

別紙1-2



p.50

(5) 提出書類チェックシート

別紙2

(6) 直近二期分の決算書

(7) 事業税納税証明書

◆ いわゆる“カガミ”で、正本を提出してください。

(様式1)

文書管理番号: 広環-20210003
令和3年4月10日

公益財団法人ひろしま産業振興機構
理事長 成田 晃裕 様

(申請者)
所在地 広島県広島市中区千田町4丁目7番47号
店名 株式会社ひろしまコンパス
代表取締役社長 山島 光太郎

中小ベンチャー企業チャレンジ応援事業助成金受取書

中小ベンチャー企業チャレンジ応援事業は関係助成金(以下、本助成金)と(以下)の交付を受けたいので、下記1.及び2.の書類を所定で提出しなさい。
また、当方は本助成金の交付を受けお返しとして、下記3.に定め事項を前記の(以下)に同意しなさいことを誓約するとともに、この誓約が有効であり、又はこの誓約が有効としたことにより、当方が不利益を蒙ることとなっても、異議は一切申し立てないこととす。

記

1. 事業計画書等
 - (1) 事業計画書(別紙1)
 - (2) 事業計画内容等説明書(別紙1-1)
 - (3) 経費明細内容書(別紙1-2)
 - (4) 提出書類チェックシート(別紙2)
 - (5) 概要プレゼン資料(別紙3)
2. 銀行資料
 - (1) 決算書 申請前2期分の貸借対照表、損益計算書、個別日記簿
 - (2) 事業税納税証明書 申請年度及び前年度の事業税納税状況の証明
3. 本助成金の交付を受けお返しとして不適当な者
 - (1) 法人等(個人、法人又は団体等以外)が、學力団(學力団員による特定の事業の防止等に関する法律(平成5年法律第77号)第2条第2項に規定する學力団をいふ。以下同じ。)である法人又は法人等の役員等(個人である者を含む。法人である者を含む役員又は取締役は、従業員(常時契約を締結する事務所をいふ)の代表者、団体である場合は代表者、理事等。その他経営に実質的に関与している者をいふ。以下同じ。)が、學力団員(同条第2条第6項に規定する學力団員をいふ。以下同じ。)であるとき
 - (2) 役員等が、自己、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、學力団又は學力団員を利用することを行っているとき
 - (3) 役員等が、學力団又は學力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなどの直接的あるいは間接的な學力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - (4) 役員等が、學力団又は學力団員であることを告知しながらこれを社会的に募集されるべき関係者としているとき

■ 文書管理番号です。
不要な場合、削除してください。

■ 押印は不要です。

※ 提案書は、宣誓内容をご確認いただき、同意された上で、ご提出ください。

4)-20 【別紙1】事業計画書

◆ 提案者と事業計画の概要を記す書類です。

1. 応募者の概要等	(1) 応募者の概要	(2) 経営状況
	(3) 株主等一覧	(4) 役員一覧
2. 事業計画の内容 別紙1-2に記載する内容を Copy & pasteで記載	(1) 事業計画名	👉 説明します
	(2) 事業計画の要約	
	(3) 対象事業分野	
	(4) 事業完了月	(5) 助成事業期間
3. 助成事業の資金計画 👉	(1) 助成対象分経費	(2) 助成対象外経費
	(3) 資金調達の内訳	(4) 助成金相当額の手当方法
4. 過去に受けた補助金等	👉 あれば、補助金遂行能力の評価はプラスに作用するはず！	
5. 他の補助金等への類似申請	👉 重複申請がないことの確認が目的です。	
6. 既に出願等をした知的財産権	👉 あれば、新規性や市場性の評価はプラスに作用するはず！	

4)-21 事業計画名

- ◆ 事業計画名とは、チャレンジする課題(テーマ)であり、事業化推進の様々な場面で登場する“顔”でもあるため、**どのような手段で、何を実現／可能にしたい?** かが、**ウマク**第三者に伝わるように書くことが大切です。

ウマイ書き方とは?

「●●●●●を実現する (目的) ための
●●●●●●●●●● (手段) による
●●●●●●●●●● (成果目標) の開発」
といった書き方です。

4)-22 事業計画の要約

- ◆ ①事業計画が全体としてどのようなものであるか？と、
②助成事業ではどのようなことを目指すのか？ が、
ウマく第三者に伝わるように書くことが大切です。

- ◆ つまり、「①本事業計画は」と「②本助成事業では」を
主語とする2つの文で書くことが良いということです。

例) 本事業計画は、広島県の牡蠣生産業者や米加工業者が抱える副産物の処分コストの課題について、弊社が保有する微生物的なリン濃縮技術を基盤にした高度循環型ビジネスの実現による解決を目的とするものである。

本助成事業では、当該技術を応用した洗米廃液からのリンの回収技術と、米由来のリンと牡蠣殻由来のカルシウムを用いた高機能肥料の素材として利用するハイドロキシアパタイトの製造技術についての確立を目指す。

◆ 期待する効果、内容の分類を選択。

3. 対象事業分野

(1) 期待する効果

- 1. 付加価値
- 2. 利益率の向上
- 3. 新たな需要
- 4. 雇用創出
- 5. その他 ()

目的・手段・成果目標を明確に、
事業計画名が決められていれば、
選択しやすいと思います。

(2) 内容の分類

- 1. 新製品・新技術の研究開発
- 2. 新たなソフトウェアの研究開発
- 3. 新たなサービス創出のための研究開発
- 4. 異業種展開に向けた固有技術応用の研究開発

4) - 30 【別紙1-1】事業内容等説明書

◆ 事業計画の詳しい内容を記す、最も重要な書類です。

1. 事業計画名	👉 別紙1のものと同じものを記載してください。	
2. 事業計画の概要	(1) 背景	} 説明します
	(2) 創造する製品・サービス	
	(3) 対象市場・ニーズ、他者との相違点	
3. 事業化における課題と解決方法	(1) 事業化における課題	
	(2) 課題の解決方法	
4. 事業化に向けた実施体制		
5. 助成事業の実施スケジュール		
6. 事業化計画	(1) 販売計画	
	(2) 新たな事業展開への可能性	
	(3) 地域への波及効果	
7. 専門用語等の解説		

4) - 31 背景

◆ どのようなことを背景に、現状分析して商機を見出し、事業計画を立案したかの動機を述べてください。

例) 広島県は全国一位の牡蠣生産量を誇っているが、牡蠣養殖業者においては、大量に発生する牡蠣殻を処分するコストが深刻な問題となっており、これを焼成した炭酸カルシウムを土壌改良剤として販売すること等の取組みがされているものの、問題を若干緩和するというレベルで、未だ問題の解消には至っていない。

他方、業務用炊飯工場や無洗米¹⁾を製造する精米工場においては、水質汚濁防止法等での規制により、リン化学種²⁾を多く含む洗米廃液を垂れ流すことができず、乾燥し廃棄又はエサとして出荷するため、乾燥にかかる高額なコストが深刻な問題である。

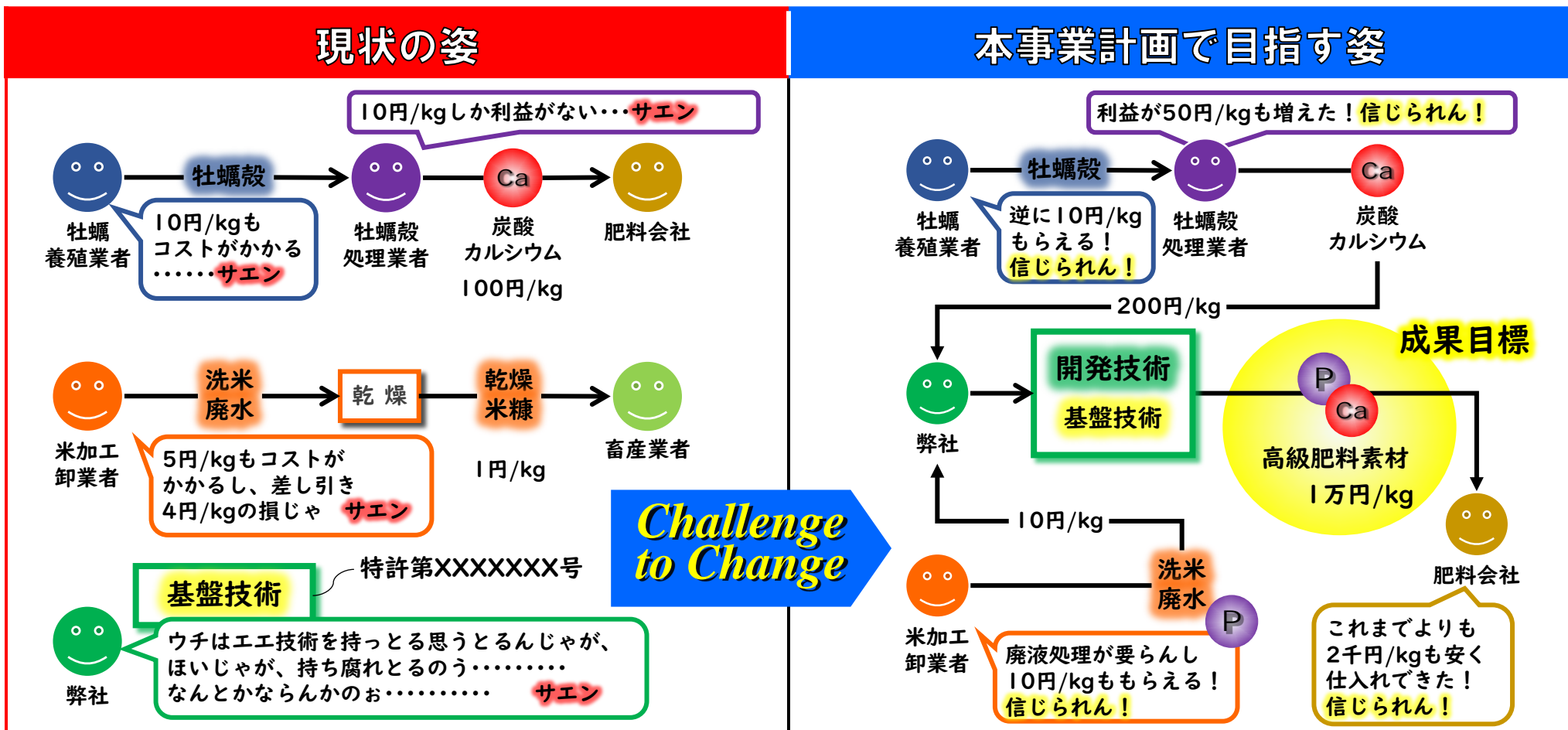
ところで、弊社では、汚泥等に含まれるリン化学種を積極的に摂取し、体内にポリリン酸³⁾として蓄積するという特異機能を有す大腸菌（以下「リン濃縮菌」という）に関する技術の開発に成功し特許権も取得しているが、シーズ先行の開発であった開発であったためか、その実用化に至っていないことが弊社の経営課題である。

.....

そこで、以上の●●●を背景に、弊社の●●●技術に基づく●●●を開発できれば、●●●という効果が期待できると考え、本事業計画を立案するに至った。

4)-32 創造する製品・サービス

- ◆ 事業化を目指す製品やサービスの姿を説明してください。
- ◆ ポンチ絵や比較表などを使用できれば、betterです。



4) - 33 対象市場・ニーズ、他者との相違点

- ◆ 事業化を目指す判断をした根拠（アンケート調査等）、
- ◆ 類似商品が存在する場合は、その商品に対する優位点、相違点を示してください。

本商品と他社商品との比較マトリックス

	本商品	A商品	B商品	C商品
機能1	○	×	×	×
機能2	○	○	×	○
機能3	○	○	○	○
機能4	×	×	○	×
機能5	○	○	×	○
効果	大	大	低	中
価格	中	高	低	高

4)－34 事業化における課題

- ◆ 課題とは、助成事業での解決を目指すサブテーマであり、3つ程度設定し、各々に目標(値)を設定してください。

課題【1】 洗米廃液からのリン回収技術の確立

- 目標【1】－1 : リンの回収率が80%以上
- 目標【1】－2 : 回収物のポリリン酸純度(含量)が80%以上
- 目標【1】－3 : ランニングコストが回収物1kgあたり2,000円以下

課題【2】 高機能肥料素材の合成技術の確立

- 目標【2】－1 : 合成品のヒドロキシアパタイト含量が80%以上
- 目標【2】－2 : ランニングコストが合成品1kgあたり1,000円以下

課題【3】 総合検証及び改良開発

- 目標【3】－1 : 総合的な目標値のクリア

4)－35 課題の解決方法

- ◆ 各々の課題を現状分析した上で、課題を解決するための**具体的実施事項の内容**を説明してください。

課題【1】洗米廃液からのリン回収技術の確立

本課題においては、洗米廃液からのポリリン酸を高収率かつ高純度で回収するためのラボスケール(バッチ1kg)及びベンチスケールレベル(同1トン)の検討をおこなう。

【1-1】回収率の向上

①リン蓄積反応や②前処理、③後処理の方法などの改良による、リンの回収率向上に特化した検討をおこない、ここでは、抽出での回収率と純度とはトレードオフの関係にあることから、最終的な目標は80%以上だが、90%以上での回収を目指す。

.....

【1-2】純度の向上

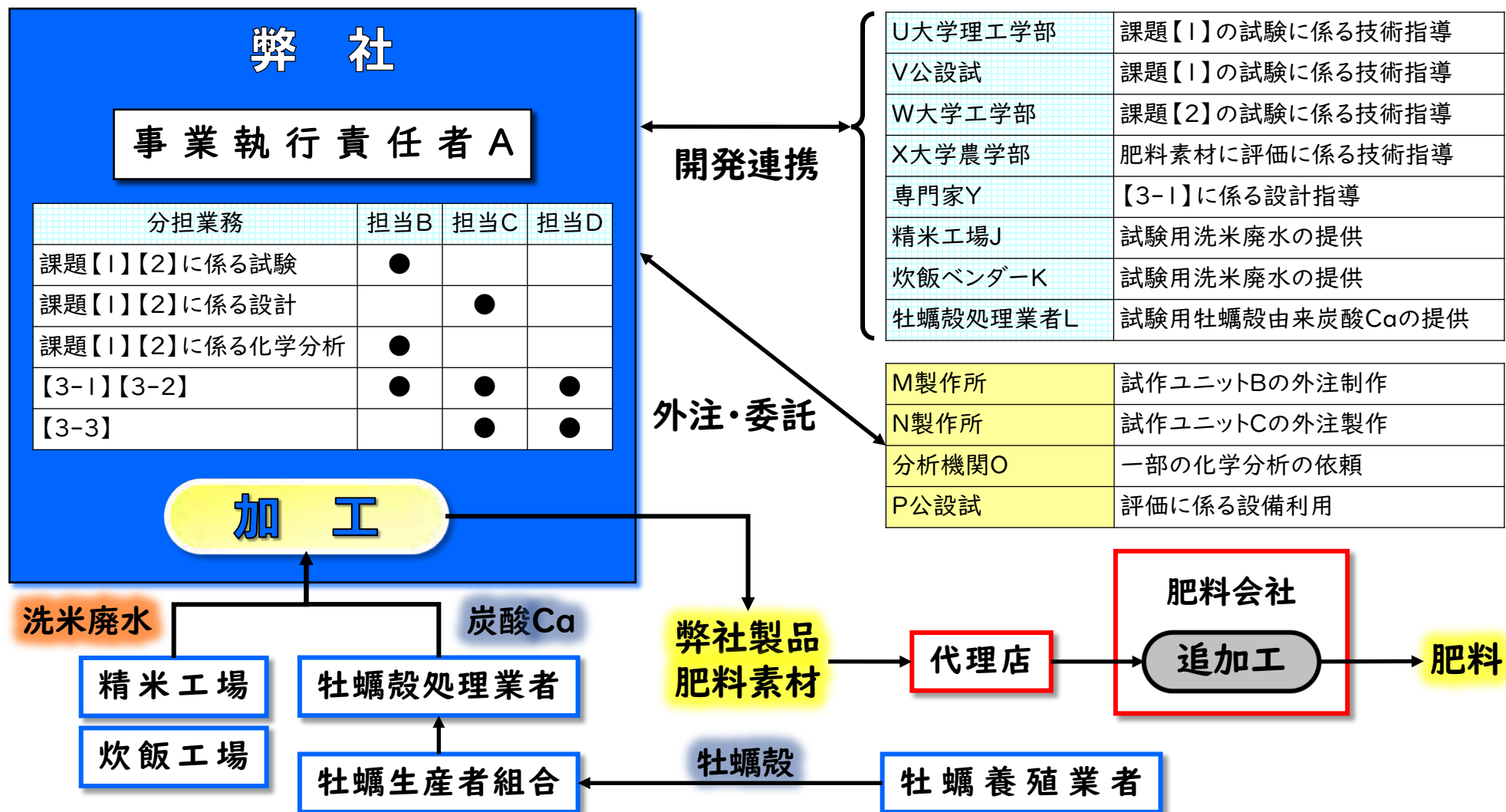
微生物的なリン濃縮をした後でのリン抽出及び分離精製についての検討をおこなう。

.....

なお、本課題は、洗米廃液については精米工場Jと炊飯ベンダーKからの提供を受け、リン酸蓄積反応と前処理・後処理の検討については、各々、U大学と公設試Vからの技術的なアドバイスを得ておこなう。

4) - 36 事業化に向けた実施体制

◆ 助成事業・事業化の履行体制を図表で説明してください。



4)－37 助成事業の実施スケジュール

- ◆ 自社が実施すること(●), 他社と共同実施すること(▲), 他社に委ねること(■)を区別し、記載してください。

課題／具体的実施事項	令和6年		令和7年										
	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	
【1】 洗米廃液からのリン回収技術の確立		←		助成事業期間								→	
【1-1】 回収率の向上		▲	▲	▲	▲								
【1-2】 純度の向上			▲	▲	▲								
【1-3】 システムユニットAの試作			●	●	●	●							
【1-4】 性能検証及び改良開発					●	●	●	●	●				
【2】 高機能肥料素材の合成技術の確立													
【2-1】 合成方法の基礎検討			▲	▲	▲	▲							
【2-1】 システムユニットBの試作			▲	▲	▲	▲							
【2-2】 システムユニットCの試作					■	■	■						
【3】 総合検証及び改良開発													
【3-1】 総合検証及び改良開発						▲	▲	●	●	●	●		
【3-2】 テストマーケティング										●	●		

4)－39 新たな事業化の可能性

- ◆ 事業化実現後、どのように事業拡大する可能性があるかの想いと、応用すれば、どのような新たなビジネスにも発展する可能性があるかの想いを記してください。

例) 成果の事業化は、高機能肥料素材の販売から始め、全国的な販売拡大を目指す一方、製品のアパタイト純度が更に高められた場合、高価な医薬外品の素材やタンパク質の吸着担体等として販売できるため、高付加価値化による利益増強も追求する。また、牡蠣と米はともに、全世界的に生産・消費されるものであるため、本事業で得られた知的財産を国内外で権利化し、装置開発できた場合、全世界的なプラント販売や、ライセンス許諾などのB to Bビジネスへの発展を視野に入れている。なお、本開発技術は、農業・漁業が盛んな島しょ部における、農漁商工連携による地域活性化が期待できる資源循環技術であるため、プラント販売については広島県の臨海部・島しょ部への推進から始め、広島と同様に牡蠣の生産が多い岡山県(全国3位)や兵庫(同4位)など近場からの全国的に推進する予定である。他方、本技術での原料は、カキと洗米廃水に限定されるものではなく、カルシウムについてはホタテ等の貝殻や卵殻、リンについては下水や家畜のし尿などの利用も可能と考えられるため、様々な循環型ビジネスへの応用も期待している。

- ◆ 事業化の実現が、どのように波及し、広島県の活性化に貢献できるかの想いを記してください。
- ◆ また、事業が発展した場合、どのような更なる地域への波及効果が期待できるかの記載も良いと思われます。

例) 本事業計画の実現により、広島県内の牡蠣養殖業者と米加工業者においては各々、牡蠣殻、洗米廃液の処分コストを大幅に削減できることから、両者の利益の大幅な増加が期待されるとともに、両者における設備投資が活性化することも期待できるため、産業設備機器を製造販売する県内事業者の売上増への波及が期待できる。

.....

他方、本開発技術では、家畜のし尿などもリンの供給源として利用できる可能性があると言及したことについて、広島県は全国四位の養鶏数を誇る一方、鶏糞の廃棄に深刻な課題を抱えていること、県内の中山間地域においては地域活性化のための積極的に取り組んでいるものの・・・いること、・・・等の課題を鑑みると、本事業の発展で・・・システムが開発できた場合、農工商連携での循環型ビジネスによる中山間地域の活性化に波及することも期待できる。

4)－50 【別紙1-2】経費明細内訳書

- ◆ この書類は、助成事業に掛かる経費の明細を示し、助成の対象／対象外経費の内訳を計算するものです。
- ◆ 予算計上する額は、参考見積りするなどして、なるべく正確なものにしてください。
- ◆ この書類は、定型のエクセルファイルにそって作成し、その電子データを提出してください。
- ◆ 【別紙1】事業計画書の「3. 助成事業の資金計画」は、このファイルの「export for 様式1」というsheetに表示される内容をコピー&ペーストし作成してください。
- ◆ 次ページから作成の流れを簡単に説明します。

4) - 51 経費明細内訳書の入力方法 (1)

◆ まずは「input」というSheetに入力してください。

対象事業分野の内容		4. 地域の特性や自らの基盤技術・サービスの優位性を活かしたブランド構築や新たな価値								
助成金交付額の上限		3,000,000								
経費区分	小区分	品名・件名等	仕様等	単価 税込み	数量	小計 税込み	税率	消費税等 相当額	小計 税抜き	
物品費	機械装置備品費	部材A一式	システムユニットAの部品	770,000	1 式	770,000	10%	70,000	700,000	
物品費	機械装置備品費	部材B一式	システムユニットBの部品	880,000	1 式	880,000	10%	80,000	800,000	
物品費	機械装置備品費	部材C一式	システムユニットCの部品	330,000	1 式	330,000	10%	30,000	300,000	
物品費	保守点検改造費	測定装置Dの精度維持点検	課題【1】に係る測定装置	88,000	1 式	88,000	10%	8,000	80,000	
物品費	外注加工費	切削処理	システムユニットAに關係	220,000	1 式	220,000	10%	20,000	200,000	
物品費	外注加工費	表面処理	システムユニットA・Bに關係	44,000	1 式	44,000	10%	4,000	40,000	
物品費	外注加工費	ソフトウェア外注	システムソフトウェア	550,000	1 式	550,000	10%	50,000	500,000	
物品費	消耗品費	消耗品A一式	課題【1】に係る消耗品一式	165,000	1 式	165,000	10%	15,000	150,000	
物品費	消耗品費	消耗品B一式	課題【2】に係る消耗品一式	165,000	1 式	165,000	10%	15,000	150,000	
物品費	消耗品費	原料A一式	課題【1】の試験原料一式	110,000	1 式	110,000	10%	10,000	100,000	
物品費	消耗品費	原料B一式	課題【2】の試験原料一式	99,000	1 式	99,000	10%	9,000	90,000	
専門家指導費	謝金	W大学www教授への謝金		22,000	3 回	66,000	10%	6,000	60,000	
専門家指導費	謝金	X大学xxx教授への謝金		22,000	2 回	44,000	10%	4,000	40,000	
専門家指導費	報酬費	専門家Yへのコンサルタント料	知財戦略	165,000	1 式	165,000	10%	15,000	150,000	
旅費	従業員旅費	従業員県内出張	現地調査	4,400	10 回	44,000	10%	4,000	40,000	
旅費	従業員旅費	展示会出展出張	●●展(2月東京)	82,500	2 回	165,000	10%	15,000	150,000	
旅費	専門家旅費	なし								
委託外注費	委託費	U大学への試験委託	課題【1】	495,000	1 式	495,000	10%	45,000	450,000	
委託外注費	委託費	V大学への試験委託	課題【1】	495,000	1 式	495,000	10%	45,000	450,000	
委託外注費	外注費	分析依頼一式		330,000	1 式	330,000	10%	30,000	300,000	
諸経費	賃貸借費	測定装置Eのレンタル		264,000	1 式	264,000	10%	24,000	240,000	
諸経費	賃貸借費	設備使用料A		1,440	12 回	17,280	0%	0	17,280	
諸経費	知財関連費	特許出願に係る弁理士費用		440,000	1 式	440,000	10%	40,000	400,000	
諸経費	調査費	展示会小間料	●●展(2月東京)	220,000	1 式	220,000	10%	20,000	200,000	
諸経費	調査費	展示会運搬費	●●展(2月東京)	13,200	1 式	13,200	10%	1,200	12,000	
諸経費	クラウド利用費	なし								
諸経費	その他経費	なし								
直接人件費	直接人件費	なし								
自己負担経費	自己負担経費	解析用PC		396,000	1 式	396,000	10%	36,000	360,000	
自己負担経費	自己負担経費	測定装置F		1,320,000	1 式	1,320,000	10%	120,000	1,200,000	

必要事項を記入

タブから必要事項を選択

自動計算
(なので、触らない。)

4) - 52 経費明細内訳書の入力方法 (2)

◆ 「input」をもとに「別紙1-2」が自動生成します。

(別紙1-2)

中小・ベンチャー企業チャレンジ応援事業助成金経費積算内訳書

(1) 助成対象分経費

経費区分	費目	品名・件名等	単価 税込み	数量	小計 税込み	消費税等 相当額	小計 税抜き
物品費	機械装置備品費	測定ユニットA	880,000	1 式	880,000	80,000	800,000
	保守改造修理費	測定装置Aの精度維持点検	550,000	1 式	550,000	50,000	500,000
	外注加工費	試作機Aのソフトウェア外注	550,000	1 式	550,000	50,000	500,000
	消耗品費	消耗品A	275,000	1 式	275,000	25,000	250,000
専門家指導費	謝金	専門家Aへの謝金	22,000	10 回	220,000	20,000	200,000
	報酬費	専門家Cへのコンサルタント料	330,000	1 式	330,000	30,000	300,000
旅費	従業員旅費	現地実証試験 北海道	110,000	2 回	220,000	20,000	200,000
		展示会出展出張 東京	82,500	1 回	82,500	7,500	75,000
	専門家旅費	専門家Aの旅費	26,400	4 回	105,600	9,600	96,000
委託外注費	委託費	大学Aへの試験委託	495,000	1 式	495,000	45,000	450,000
	外注費	EMC検定	132,000	1 式	132,000	12,000	120,000
諸経費	賃貸借費	測定装置Cのレンタル	264,000	1 式	264,000	24,000	240,000
	知財関連費	特許出願に係る弁理士費用	440,000	1 式	440,000	40,000	400,000
	調査費	展示会Aの小間料	220,000	1 式	220,000	20,000	200,000
	クラウド利用費	なし					
直接人件費	直接人件費	開発者A	3,520	250 時間	880,000	0	880,000
		開発者B	3,040	250 時間	760,000	0	760,000
		開発者C	2,880	300 時間	864,000	0	864,000
		助成対象分経費の合計			7,268,100	433,100	6,835,000

(2) 物品費 外注加工費と委託外注費 委託費

区分	品名・件名等	単価 税込み	数量	小計 税込み	消費税等 相当額	小計 税抜き
物品費 外注加工費と委託外注費	物品費 外注加工費	550,000		550,000	50,000	500,000
委託費の合計額	委託外注費 委託費	495,000		495,000	45,000	450,000
物品費 外注加工費と委託外注費 委託費の合計額				1,045,000	95,000	950,000
助成対象経費総額(消費税抜き)の2分の1以下の確認				占有率	14%	◎ OK

(3) 助成対象外(自己負担)経費

区分	品名・件名等	単価 税込み	数量	小計 税込み	消費税等 相当額	小計 税抜き
自己負担経費	解析用PC	396,000	1 式	396,000	36,000	360,000
	装置X	1,320,000	1 式	1,320,000	120,000	1,200,000
	装置Y	693,000	1 式	693,000	63,000	630,000
	消耗品X	72,600	1 式	72,600	6,600	66,000
助成対象外(自己負担)経費の合計				2,481,600	225,600	2,256,000

(4) 助成事業に要する経費の総額

区分	小計 税込み	消費税等 相当額	小計 税抜き
(1) 助成対象分経費	7,268,100	433,100	6,835,000
(2) 助成対象外(自己負担)経費	2,481,600	225,600	2,256,000
助成事業に要する経費の総額	9,749,700	658,700	9,091,000

このSheetは、「Input」というSheetと関連付けしているため、直接入力しないよう、気を付けてください。

4)-53 別紙1の3.の作成方法

◆ 「export for 別紙1-2」の赤枠を「別紙1-2」にコピー。

経費区分・費目	事業に要する経費	助成対象経費	助成金交付申請額
	(A:税込み)	(B:税抜き)	(B×2/3以内)
物品費計	2,255,000	2,050,000	1,366,000
機械装置備品費	880,000	800,000	
保守改造修理費	550,000	500,000	
外注加工費	550,000	500,000	
消耗品費	275,000	250,000	
専門家指導費計	550,000	500,000	333,000
謝金	220,000	200,000	
報酬費	330,000	300,000	
旅費計	408,100	371,000	247,000
従業員旅費	302,500	275,000	
専門家旅費	105,600	96,000	
委託外注費計	627,000	570,000	380,000
委託費	495,000	450,000	
外注費	132,000	120,000	
諸経費計	924,000	840,000	560,000
賃貸借費	264,000	240,000	
知財関連費	440,000	400,000	
調査費	220,000	200,000	
クラウド利用費	0	0	
その他経費	0	0	
直接人件費計	2,504,000	2,504,000	1,669,000
合計	7,268,100	6,835,000	4,555,000
助成金交付申請額			4,555,000

3. 助成事業の資金計画

別紙1の3. 助成事業の資金計画

(1) 助成対象経費

経費区分・費目	事業に要する経費	助成対象経費	助成金交付申請額	積算基礎
	(A:税込み)	(B:税抜き)	(B×2/3以内)	
物品費計	2,255,000	2,050,000	1,366,000	
機械装置備品費	880,000	800,000		
保守改造修理費	550,000	500,000		
外注加工費	550,000	500,000		
消耗品費	275,000	250,000		
専門家指導費計	550,000	500,000	333,000	
謝金	220,000	200,000		
報酬費	330,000	300,000		
旅費計	408,100	371,000	247,000	
従業員旅費	302,500	275,000		
専門家旅費	105,600	96,000		
委託外注費計	627,000	570,000	380,000	別紙1-2 のとおり
委託費	495,000	450,000		
外注費	132,000	120,000		
諸経費計	924,000	840,000	560,000	
賃貸借費	264,000	240,000		
知財関連費	440,000	400,000		
調査費	220,000	200,000		
クラウド利用費	0	0		
その他経費	0	0		
直接人件費計	2,504,000	2,504,000	1,669,000	
合計	7,268,100	6,835,000	4,555,000	
助成金交付申請額			4,555,000	

小括 3rd

- ◆ 提案をご検討する場合、今回の説明を参考に、**事業内容等説明書(別紙1-1)**の作成から始めてください。
- ◆ 事業計画書の作成で、特に注力いただきたいことは、
 - ① **事業計画名**
ポイントは、目的・手段・成果目標を明確にすること
 - ② **事業計画の概要**
ポンチ絵などで目指すべき姿をしっかりとイメージすること
 - ③ **課題の明確化**
課題と目標値、課題の解決方法をしっかりとイメージすること
- ◆ 不明な点があれば、**事務局に何でもご相談ください。**

総括

- ◆ 広島県とひろしま産業振興機構は、本助成事業を通し、県内の中小・ベンチャー企業の皆様がおこなおうとするチャレンジ性に富む事業化に向けた新たな取組みを、伴走型支援で、積極的に支援させていただく構えです。
- ◆ “来る者は拒まず、来たからには精一杯支援する” をモットーにした支援を私どもは目指しておりますので、県内中小・ベンチャー企業の皆様の夢を実現するため、本助成金の活用を是非ご検討ください。

End of Document